

平成 25 年 2 月 26 日
消費者委員会資料

「消費者安全の確保に関する基本的な方針」の改正について

平成 25 年 2 月 26 日
消費者政策課
財産被害対策室

1. 趣旨

消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 6 条の規定に基づく「消費者安全の確保に関する基本的な方針」（内閣総理大臣決定。以下「基本方針」という。概要は別紙）について、消費者安全法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 77 号。以下「改正消費者安全法」という。）が平成 25 年 4 月 1 日に全面施行されることを踏まえ、下記 2 のとおり、当該改正に伴う所要の改正及び基本方針策定後の消費者政策の進展を踏まえた所要の改正を行う。

2. 主な改正の概要

（1）改正消費者安全法に関連する記載の追加等

●消費者安全調査委員会の設置

| 項目 | 現行 | 改正案概要 |
|---|--|--|
| 第 1 消費者安全の確保の意義に関する事項 | (新規) | ① 180 回国会において成立した消費者安全法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 77 号）の施行により、生命・身体の消費者事故等について、事故等原因を究明するための消費者安全調査委員会が消費者庁に設置された旨の記載を追加 ② 生命・身体の消費者事故等の原因究明の結果を効果的に消費者安全の確保につなげる運用体制を整備する旨の記載を追加 |
| 第 2 消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項 2 消費者事故等に関する情報の集約等 (1) 情報の集約・分析 | さらに、消費者庁は、消費者事故の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方について検討し、消費者委員会による調査審議を踏まえながら、関係行政機関その他関係機関の協力を得て、最も効果的に機能する仕組みを構築する。 | (削除) ① 消費者安全調査委員会発足に伴い、第 2 に「3 消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等」の項目を追加 ② 以下の記載を追加 (1) 消費者安全調査委員会 消費者の生命・身体を脅かす消費者事故等の再発・被害の拡大を防止するためには、その発生原因や被害の原因を科学的に究明し、得られた知見を対策につなげることが必要であること、消費者安全調査委員会は、自ら調査を実施する事故等原因調査（法第 23 条）又は他の行政機関等による調査等 |

| | | |
|--|-------------|---|
| | | <p>の結果の評価等(法第24条)により、網羅的かつ効率的に事故等原因を究明し、生命身体被害の発生又は拡大の防止のための施策や措置について、内閣総理大臣への勧告(法第32条)、内閣総理大臣又は関係行政機関の長への意見具申(法第33条)を行うこと</p> <p>(2) 事故等原因調査等</p> <p>消費者安全調査委員会は、事故等原因について、責任追及とは目的を異にする科学的かつ客観的な究明のための調査を実施すること、事故等原因調査等の実施に当たっては、事故の直接的要因だけでなく背景的な要因(組織の安全管理体制、社会制度の在り方等)を解明すること、消費者の使用実態や人間の行動特性等を踏まえた調査等を行うことにより、事故等原因の究明に努めること、事故等原因調査を完了し報告書を作成する際は、報告書の内容が消費者に理解しやすいものとなるように十分配慮するとともに、消費生活のいかなる場に消費者の生命や身体を脅かす危険が存在するのかを明らかにするなど、事故等原因調査によって得られた知見を消費者に広く共有するように努めること、事故等原因調査等は、消費者安全の確保のために実施されるものであり、その実施に際しては消費者安全調査委員会が事故等の被害者等に真摯に向き合うことが重要であること、このような認識に基づき、被害者等への情報提供(法第34条)や事故等原因調査等の申出制度(法第28条)の適切な運用に努めること</p> |
| <p>第3 他の法律の規定に基づく消費者安全の確保に関する措置の実施についての関係行政機関との連携に関する基本的事項</p> | <p>(新規)</p> | <p>生命・身体事故等の原因の究明を消費者安全の確保に効果的に結びつけていくためにも関係行政機関相互の連携・協力に努める旨の記載を追加</p> |

●財産事案に係る事業者に対する行政措置(勧告・命令)の導入

| 項目 | 現行 | 改正案概要 |
|------------------|-------------|--------------------------|
| <p>第1 消費者安全の</p> | <p>(新規)</p> | <p>① 多数の消費者の財産に被害を生じ</p> |

| | | |
|--|-------------|---|
| <p>確保の意義に関する事項</p> | | <p>又は生じさせるおそれのある事態が発生した場合であって、「すき間事案」である場合に、内閣総理大臣が事業者に対し勧告・命令等の措置をとることができることとされた旨の記載を追加</p> <p>② 財産被害に係る適切かつ効果的な措置の実施のための体制を整備する旨の記載を追加</p> |
| <p>第2 消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項</p> <p>3 他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求並びに事業者に対する勧告及び命令等</p> <p>(2) 事業者に対する勧告及び命令等</p> | <p>(新規)</p> | <p>① 財産事案に係る事業者に対する行政措置の導入に伴い、項目を「(2) 事業者に対する勧告及び命令等」から「ア 重大事故等への対応」及び「イ 多数消費者財産被害事態への対応」に整理</p> <p>② 以下の記載を追加</p> <p>多数消費者財産被害事態が発生した場合も、生命・身体事案と同様の取組を推進するものとする事、 特に消費者庁の所管法令による対応が可能であるものについては厳正かつ的確に対応すること、 「すき間事案」については、法に基づき迅速に勧告等を行うこと</p> |

●関係行政機関の長等への情報提供に関する規定の導入

| 項目 | 現行 | 改正案概要 |
|-----------------------------------|-------------|---|
| <p>第2 消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項</p> | <p>(新規)</p> | <p>① 消費者安全法第38条第2項の新設に伴い、第24に「(4)関係行政機関の長等への情報提供」の項目を追加</p> <p>② 以下の記載を追加</p> <p>消費者庁に集約された情報が、個別事案における関係行政機関の所掌する法律の執行に活用されるとともに、事業者等の協力による有効な対応が図られるよう、消費者庁は、法第38条第2項に基づき、関係行政機関及び事業者等に対し、適切に情報提供を行うこと、 消費者庁は、こうした情報提供を行うに当たっては、情報提供元と与える影響を十分考慮するとともに、情報提供先による適切な活用が図られるよう努めること、 機密情報の取扱いに十分配慮すること</p> |

(2) その他の時点修正

●食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項の改正に伴う修正

| 項目 | 現行 | 改正案概要 |
|----------------------|------|---|
| 第1 消費者安全の確保の意義に関する事項 | (新規) | 食品安全を巡る状況の変化、消費者庁設置に伴う食品安全行政に係る体制の変更等に応じ、平成24年6月の閣議決定により「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」が改定された旨の記載を追加 |

●消費者教育の推進に関する法律の成立

| 項目 | 現行 | 改正案概要 |
|----------------------|------|---|
| 第1 消費者安全の確保の意義に関する事項 | (新規) | 消費者被害を防ぐためには、消費者が自ら進んで必要な知識を修得し自主的かつ合理的に行動していくことも重要との観点から、第180回国会で成立した消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)の趣旨にのっとり消費者教育の充実を図る旨の記載を追加 |

●地方消費者行政に関する記載の修正

| 項目 | 現行 | 改正案概要 |
|--|--|---|
| 第2 消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項 1 消費生活相談等 (1) 消費生活相談等の事務の実施 | また、地方消費者行政強化のため、「集中育成・強化期間」(平成21年度～23年度)としての国の地方公共団体に対する支援の一環として、地方消費者行政活性化基金の活用を促しているところであるが、 | 「集中育成・強化期間」(平成21年度～23年度)後の消費者庁の取組と地方公共団体への期待を取りまとめた「地方消費者行政の充実・強化のための指針」(平成24年7月公表)を踏まえつつ、国は、地方公共団体における地方消費者行政活性化基金の更なる活用と、自主財源の確保を促しながら、地方公共団体が消費者行政を継続的に強化していくことができるよう、先を見据えた支援を行っていく旨記載を修正 |

●リスクコミュニケーションに関する記載の追加

| 項目 | 現行 | 改正案概要 |
|---|------------------|--|
| 第2 消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項 2 消費者事故等に関する情報の集約等 (2) 情報の発信 | (2) 情報の発信 (略) | ① (2)の項目を「情報の発信及びリスクコミュニケーション」に修正 ② 以下の記載を追加 消費者の安全・安心の確保に資するため、中立的な立場で、消費者とのリスクコミュニケーションの充実などの必要な施策を講 |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>じること、</p> <p>食品と放射能については、関係行政機関、地方公共団体等と連携し、消費者の目線で分かりやすい情報提供、リスクコミュニケーションの推進に努めること、</p> <p>この取組は、風評被害の解消にも貢献することが期待されること</p> |
|--|--|--|

●食品表示一元化に関する記載の追加

| 項目 | 現行 | 改正案概要 |
|----------------------------|------|---|
| 第2 消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項 | (新規) | <p>① 第2に5「食品の表示」の項目を追加</p> <p>② 以下の記載を追加</p> <p>食品の表示に関し、食品は、生命・身体を維持し、健康で幸福な生活を送るため等に不可欠なものであり、また、食品の内容に関する情報が提供されることにより、一般消費者が食品を自主的かつ合理的に選択することが可能となること</p> <p>消費者庁は、食品を摂取する際の安全及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、必要な表示基準を定め、消費者に適切な情報が提供されるようにするとともに、不適正な表示に対する是正措置を講ずること</p> |

3. スケジュール案

2月～3月 : パブコメ

4月1日 : 内閣総理大臣決定、公表

基本方針の概要

1. 概要

内閣総理大臣は、消費者安全法第6条第1項の規定に基づき、基本方針を定めなければならないこととされている。現行の基本方針は、平成22年3月30日に決定されたものである。基本方針に定めるべき事項は、次のとおりとされており（同条第2項）、現行の基本方針はこれに沿った項目建てとなっている。

- 第1 消費者安全の確保の意義に関する事項
- 第2 消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項
 - 1 消費生活相談等
 - (1) 消費生活相談等の事務の実施
 - (2) 消費生活センターの設置等
 - 2 消費者事故等に関する情報の集約等
 - (1) 情報の集約・分析
 - (2) 情報の発信
 - 3 他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求並びに事業者に対する勧告及び命令等
 - (1) 他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求
 - (2) 事業者に対する勧告及び命令等
 - 4 その他
- 第3 他の法律の規定に基づく消費者安全の確保に関する措置の実施についての関係行政機関との連携に関する基本的事項
- 第4 消費者安全の確保に関する施策の施策効果の把握及びこれを基礎とする評価に関する基本的事項
- 第5 消費者安全の確保を支える重要事項

なお、基本方針は、「消費者基本計画」との調和を保たなければならないこととされている（同条第3項）。

2. 改正に必要な手続（同条第4項）

- ・ 消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置（パブコメ）
- ・ 関係行政機関の長との協議
- ・ 消費者委員会及び消費者安全調査委員会からの意見聴取

消費者安全法(抜粋)
(平成二十一年六月五日法律第五十号)

第二章 基本方針

(基本方針の策定)

第六条 内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 消費者安全の確保の意義に関する事項
 - 二 消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項
 - 三 他の法律(これに基づく命令を含む。以下同じ。)の規定に基づく消費者安全の確保に関する措置の実施についての関係行政機関との連携に関する基本的事項
 - 四 消費者安全の確保に関する施策の施策効果の把握及びこれを基礎とする評価に関する基本的事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、消費者安全の確保に関する重要事項
- 3 基本方針は、消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第九条第一項に規定する消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、並びに消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県知事による提案)

第七条 都道府県知事は、消費者安全の確保に関する施策の推進に関して、内閣総理大臣に対し、次条第一項各号に掲げる事務の実施を通じて得られた知見に基づき、基本方針の変更についての提案(以下この条において「変更提案」という。)をすることができる。この場合においては、当該変更提案に係る基本方針の変更の案を添えなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更(変更提案に係る基本方針の変更の案の内容の全部又は一部を実現することとなる基本方針の変更をいう。次項において同じ。)をする必要があると認めるときは、遅滞なく、基本方針の変更をしなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした都道府県知事に通知しなければならない。